

【別記6 採光・照明】

(危政令第9条第1項第10号)

- 1 照明設備により、危険物の取扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。(平成元年5月10日消防危第44号質疑)
- 2 採光設備を屋根上に設けるときは、延焼のおそれのない場所に直射日光が差し込むおそれのない網入りガラス等を使用すること。この場合の当該採光設備の大きさは、一の採光面につき 2 m^2 以下とし、二以上設ける場合の採光面の合計面積は、屋根の水平投影面積の10分の1以下とすること。